別府市における地域クラブの認定について

学校教育課

1. 別府市教育委員会が申請書類(地域クラブ認定申請書及び必要書類)をもとに、下記の認定要件に 照らして協議し、地域クラブと認定する。

認定要件

- (1) 原則として別府市内の中学校に在籍する生徒を中心に編成されている団体であること。
- (2)活動拠点は原則として別府市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な 負担とならないこと。
- (3) 営利を目的とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ・目的が記載されていること
 - ・入退会について記載されていること
 - ・会費について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表 ②指導者 ③会計 (代表と指導者は、当面の間兼ねることができる)
 - ・総会について記載されていること
- (6) 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- (7) 県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- (8) 学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

(学校部活動の意義)

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵 養等に資する活動である。
- ・スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- (9) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- (10) 過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを 正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- (11) 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう「別府市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(別府市教育委員会)に準じた活動日数及び活動時間を

設定すること。

〈休養日及び活動時間の基準〉

- ・週あたり2日以上(平日1日以上、週休1日以上)の休養日を設けること
- ・活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること
- ・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定すること
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を 確保すること
- ・定期試験前後の一定期間休養日を設けること
- ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること
- (12) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。地域クラブに関わる代表、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (13) 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- (14) 市が推進する学校部活動地域移行の取組に協力すること。
- (15) 認定期間は、申請した日の属する年度を含む3年間とする。ただし、期間途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消されることを了承すること。
- (16) 本認定要件が変更された場合は、変更内容を承認すること。

2. 申請書類について

以下の書類を別府市教育委員会学校教育課に提出する。

- ア、様式1 地域クラブ認定申請書
- イ、様式2 認定要件確認書
- ウ、規約または会則

3. 認定について

別府市教育委員会は学校教育課、教育政策課、スポーツ推進課で審査し、必要に応じて現地視察を行った上、認定するか否かを決定し、以下の書類によって通知する。

エ、様式3 地域クラブ認定通知書

(附則) この認定制度は、令和7年3月から施行する。